

●香川県告示第399号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川郡直島町4049番地1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所 直島製錬所長 飯田 修

(2) 事業場の所在地及び名称

香川郡直島町4049番地1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
能	力	92,500dry-Nm ³ /時、100,000wet-Nm ³ /時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	平成25年4月10日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出される汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	0~5	0~5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	300	500
	浮遊物質量 (mg/L)	10	100
	窒素含有量 (mg/L)	300	450
	りん含有量 (mg/L)	3	10
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	20	50
	鉛及びその化合物 (mg/L)	50	350
	砒素及びその化合物 (mg/L)	200	2,000
	セレン及びその化合物 (mg/L)	5	10
	銅含有量 (mg/L)	70	250
亜鉛含有量 (mg/L)	100	400	

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(4基分) 635	(4基分) 743
--------------------------------	-----------	-----------

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2	10
	浮遊物質 (mg/L)	22.995	30
	窒素含有量 (mg/L)	10	20
	りん含有量 (mg/L)	1	5
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.008	0.05
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.05	0.1
	銅含有量 (mg/L)	0.03	1
	亜鉛含有量 (mg/L)	0.3	2.0
	排水水の量 (m ³ /日)	345,390	355,290

区 分		第 3 排 水 口	
排水水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2	10
	浮遊物質 (mg/L)	22.421	30
	窒素含有量 (mg/L)	10	20
	りん含有量 (mg/L)	1	5
	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.027	0.05
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.04	0.1
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.05	0.1

	銅含有量 (mg/L)	0.32	1
	亜鉛含有量 (mg/L)	1.3	2.0
排水水の量	(m ³ /日)	92,098	107,058

他に排水口が1箇所（休止中）ある。

（備考）今回の特定施設の設置は、更新であり、設置する特定施設の使用方法及び能力は廃止する特定施設と変更はないことから、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年8月24日から同年9月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

直島町環境水道課